

お亡くなりになった方のお手続きについて

●各種手続きの詳細（必要なもの、申請期限、お亡くなりになった方が該当されているかどうか等）につきましては、各担当部署へお問い合わせください。

| | 項目 | 主な手続の内容 | お問い合わせ先 |
|--------|---|--|---|
| 住民票等 | ○亡くなられた方が世帯主であった場合 | ・世帯主変更届 (手続が必要でない場合もあります) | 北館1階 4番窓口 市民課 住民異動届 (直通 38-2119) |
| | ○亡くなられた方が印鑑登録をされていた場合 | ※印鑑登録証は破棄してください | |
| マイナンバー | ○亡くなられた方が住民基本台帳カード、通知カード、マイナンバーカードのいずれかをお持ちであった場合 | ・左記カードの返納(任意) ※保険の手続等でお亡くなりになった方のマイナンバー提示を求められる場合があります。 | 北館1階 6番窓口 市民課 マイナンバーカード (直通 38-2070) |
| 年金 | ○亡くなられた方が国民年金の障害基礎年金を受給されていた場合 | ・国民年金の障害基礎年金の未支給分の請求 | 北館1階 7番窓口 市民課 国民年金 (直通 38-2036) |
| | ○亡くなられた方が上記以外の公的年金(国民年金の老齢基礎年金、厚生年金及び共済年金の老齢年金・遺族年金など)を受給されていた場合 | ・上記以外の公的年金(国民年金の老齢基礎年金、厚生年金及び共済年金の老齢年金・遺族年金など)の未支給分の請求 | 国民年金・厚生年金 ⇒ねんきんダイヤル (日本年金機構) 電話 0570-05-1165 共済年金⇒各共済組合 |
| 健康保険医療 | ○亡くなられた方が国民健康保険に加入されていた場合 | ・国民健康保険証の返納 ・葬祭費の一部支給 | 南館1階 10番窓口 保険課 国民健康保険 (直通 38-2035) |
| | ○亡くなられた方が後期高齢者医療に加入されていた場合 | ・後期高齢者医療被保険証の返納 ・葬祭費の一部支給 | 南館1階 12番窓口 保険課 後期高齢者医療 (直通 38-2037) |
| | | (亡くなられた方が世帯主で、世帯員が国民健康保険に加入されている場合) ・世帯主変更 ・相続人代表の届出 | 南館1階 10番窓口 保険課 国民健康保険 (直通 38-2035) |
| | ○亡くなられた方が福祉医療費受給者証(高齢期移行、乳幼児等、こども、(高齢)障害者、母子家庭等)をお持ちであった場合 | ・福祉医療費受給者証の返納 | 南館1階 14番窓口 地域福祉課 福祉医療 (直通 38-2076) |
| 高齢介護 | ○亡くなられた方が高齢者証明書、または高齢者バス運賃割引証をお持ちであった場合 | ・高齢者証明書の返納 ・高齢者バス運賃割引証の返納 | 南館1階 21番窓口 高齢介護課 高齢福祉 (直通 38-2044) |
| | ○亡くなられた方が介護保険被保険者証をお持ちであった場合 | ・介護保険被保険者証の返納 ・介護保険料還付の申請 | 南館1階 22番窓口 高齢介護課 介護保険 (直通 38-2046) |
| 障がい | ○亡くなられた方が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちであった場合 ○亡くなられた方が自立支援医療の受給者証をお持ちであった場合 ○亡くなられた方が特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者(又は受給対象児)であった場合 | ・各手帳の返納等 ・各受給者証の返納 ・手当の資格喪失手続 | 南館1階 15番窓口 障がい福祉課 (直通 38-2043) |

(裏面につづく)

| | 項目 | 主な手続の内容 | お問い合わせ先 |
|-----|---|---|--|
| 子ども | <ul style="list-style-type: none"> ○亡くなられた方が児童手当、児童扶養手当を受給されていた場合 ○亡くなられた方が児童手当、児童扶養手当の対象児童であった場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・受給者の変更 ・資格喪失の届出 | 南館1階 17番窓口 こども政策課 こども支援係 (直通 38-2045) |
| 税金 | <ul style="list-style-type: none"> ○亡くなられた方が <ul style="list-style-type: none"> ・市県民税が課税されていた場合 ・市内に土地・家屋・償却資産をお持ちであった場合 ・軽自動車・バイクをお持ちであった場合 ○亡くなられた方が市税の口座振替をご利用であった場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表者の届出 ・原付バイク等の廃車・名義変更 ・振替口座の廃止・変更の届出 | 北館2階 30番窓口 課税課 管理係 (直通 38-2015) |
| 住宅 | ○亡くなられた方が市が管理している住宅(市営住宅・改良住宅・従前居住者住宅)に入居されていた場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の異動の届出 ・住宅名義人変更の申請 | 東館1階 住宅管理センター (直通 38-2026) |
| 森林 | ○亡くなられた方が市内に森林の土地を所有されていた場合 | ・森林の土地の所有者届出 | 公光分庁舎 南館 (芦屋市公光町5番10号) 地域経済振興課 (直通 38-2033) |

(令和5年5月現在)

※火葬が終わっている場合は、死亡届の届出はすでに終わっています。
(死亡届によって、戸籍と住民票に除籍・除票の記載がされます。)

※芦屋市に本籍がある方の戸籍謄本(除籍謄本)は、

死亡届が芦屋市に提出されている場合…死亡届出後、約1週間後に取得できます。

死亡届が他市に提出されている場合…死亡届出後、約10日~2週間後に取得できます。

(郵送状況により前後する可能性があります。)

※亡くなられた方の住民登録が他市の場合は、住民登録をされていた市区町村でお手続きをお願いします。

※納骨先等から火葬許可証の修正を求められた場合は、死亡届を提出された市区町村へお問い合わせください。死亡届を芦屋市に提出されている場合は、北館1階5番窓口(市民課戸籍係・直通38-2030)へ火葬許可証をご持参ください。

